

令和2年度 第1回碧南市総合教育会議 次第

日時 令和2年8月20日(木)

午後3時30分～

場所 市役所 4階 庁議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 議題

(1) 碧南市教育大綱(第2期)の策定について

(2) 意見交換

4 その他

5 閉会

令和2年度碧南市総合教育会議出席者名簿

No.		部課名	役職名	氏名
1	市長			禰宜田 政信
2	教育委員			池田 香代子
3	教育委員			高橋 世利子
4	教育委員			伊藤 正幸
5	教育委員			磯貝 暢宏
6	教育長			生田 弘幸
7	碧南市 (事務局)	総務部	部長	奥谷 直人
8		教育部	部長	岡崎 康浩
9		経営企画課	課長	生田 和重
10		経営企画課 (庶務課)	主幹	堀田 葉子
11		経営企画課	課長補佐	中川 知之
12		経営企画課 (庶務課)	政策推進 担当係長	亀島 有香

碧南市教育大綱（第 2 期）の策定について

1 大綱に関する法律上の位置づけと文部科学省の考え方

- (1) 平成 27 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、地方公共団体の長は、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされた。
- (2) 大綱の対象期間は、4～5 年程度を想定している。
- (3) 地方公共団体の長は、大綱を定め又は変更するときは、あらかじめ総合教育会議において協議し、大綱を公表しなければならない。
- (4) 地方教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当するとも考えられることから、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、大綱を策定する必要はない。

2 本市の教育大綱（第 2 期）策定方針案

- (1) 前回の大綱同様、教育に関する総合的な施策は、碧南市総合計画に掲げているため、今年度策定する第 6 次碧南市総合計画の教育文化分野を大綱と位置付け策定を進める。
- (2) 碧南市教育大綱(第 2 期)の計画期間は令和 3 年度～令和 7 年度までの 5 年間とする。ただし、本市の教育を取り巻く状況や社会情勢の変化に応じては期間の途中においても見直しを行うこととする。

3 今後の予定

※の開催は不定

時期	会議等	内容
8 月 20 日(木)	第 1 回総合教育会議	大綱案の方針
11 月 19 日(木)	第 2 回総合教育会議	大綱案の協議
12 月 9 日(水)	12 月議会(総務文教部会)	大綱案の報告
12 月 11 日(金)～1 月 12 日(火)	パブリックコメント	
1 月 14 日(木)	第 3 回総合教育会議	大綱の策定協議
2 月 10 日(木)※	第 4 回総合教育会議	大綱の策定協議
2 月		大綱策定・公表

碧南市教育大綱（第2期）（案）

碧南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

令和3年2月

碧 南 市

はじめに

1 大綱策定の趣旨

平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、教育委員会と地方公共団体の長（本市では市長）との連携強化が図られました。

改正後の法律第1条の3第1項では、市長は、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされ、本市では市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議し、平成28年度から令和2年度までの5年間を対象期間とした碧南市教育大綱を平成27年11月に策定しました。この度、大綱の対象期間が終了となることから、令和3年2月の総合教育会議にて第2次碧南市教育大綱の策定を行いました。

2 大綱の策定にあたっての考え方

本市における教育に関する施策のめざす姿やその実現に向けた方針については、令和2年度策定の第6次碧南市総合計画（総合計画）（計画期間：令和3年度～令和12年度）に掲げています。

したがって、総合計画の基本理念の「施策の大綱」及び基本施策の「主要施策の方針」の教育文化分野を本市の教育大綱と位置付けます。

3 大綱の期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

ただし、本市の教育を取り巻く状況や社会情勢の変化に応じて、期間の途中においても見直しを行います。

目標

人と文化が育ち・支え合うまち

基本的方向

子育てや教育環境の充実により、子どもが健やかに成長できる環境を形成するとともに、誰もが、健康で生きがいのある生活が送れるように文化・スポーツ、健康・福祉環境の充実を図り、人と文化が育ち・支え合うまちをめざします。

1 就学前教育・子育て支援

保護者のライフスタイルに応じた利用しやすい子育て支援施策の提供により、子どもたちが安心安全に過ごし、質の高い就学前教育が受けられる環境をめざします。

2 学校教育

よりよい社会をつくるという理念を家庭や地域社会と共有し、これからの時代に求められる学校教育の充実をめざします。

子どもが社会に主体的に関わり、可能性に挑戦するために必要となる力を育むことのできる環境づくりをめざします。

3 生涯学習・スポーツ

誰もが互いに楽しく学び合い、その成果が地域社会に活かされる環境をめざします。また、人や団体相互の連携・交流を進め、地域力の向上をめざします。

青少年の教育、健康の維持増進、生きがいとして市民がスポーツに親しみ、スポーツを通じた地域活性化をめざします。

4 芸術・文化

誰もが心豊かな生活を楽しむ活気あるまちづくりの拠点として、それぞれの施設の特徴を活かしながら充実した芸術文化活動をめざします。

地域の歴史・文化・自然の保存と活用を図り、次世代への継承をめざします。

主要施策の方針

1 就学前教育・子育て支援

① 安心して子育てできる保育環境の整備

認可保育園や幼稚園、認定こども園に質の高い就学前教育が求められていることから、幼児教育・保育関係者に対し、より専門性の高い研修の機会を与え、保育の質の向上を図ります。

女性の就業率の上昇や幼児教育・保育の無償化、低年齢児の増加に伴う保育ニーズの高まりに対応し、保育園・こども園の定員見直しや、民間園の誘致などにより、教育・保育の量の確保を図ります。

多様な働き方に対応するため、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンターなど様々な保育事業を引き続き実施します。

② 子どもの居場所づくり

児童クラブについては、ニーズの把握に努め、施設の拡張や近隣施設の活用などにより、必要に応じた支援の量を確保します。

保育園・認定こども園では保護者の就労状況等により、通常の保育時間を延長して子どもを預かる時間外保育を、また幼稚園では預かり保育事業を引き続き実施します。

③ 切れ目のない支援体制の確立

育児不安・育児の悩み・負担感を抱える家庭がいつでも相談できる窓口や支援機関を充実し、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援体制を提供します。

国籍や障害など、児童それぞれが持つ特性を認め合い、それぞれの児童や保護者の側に立った支援体制の確立を図ります。

2 学校教育

①教育内容や環境の充実

キャリア教育、職場体験学習を継続的に行い児童生徒の社会性の育成を図ります。

小学校外国語の教科化に対応するために、外国語指導助手の派遣や小学校英語専科非常勤講師を配置し、教育体制の充実を進めます。

生徒指導対応非常勤職員の配置を行い、教育環境の充実を図ります。

不測の事態に伴う学校休業を想定した、学びの保障について対策を進めます。

②支援の必要な児童生徒への支援の充実

スクールアシスタントを必要がある小学校に配置し、心身に障害等がある児童の支援を図ります。

日本語初期指導教室の開設や通訳のできるスクールアシスタントの配置をし、外国人児童生徒の支援を行います。

心の教室相談員の配置や、ハートフレンドの派遣、派遣型スクールカウンセラーの活用など、各機関が連携して不登校等の対策を進めます。

③教員研修の充実

新しい教育内容（英語教育、プログラミング教育等）への対応のための教員研修を実施します。

教員の資質向上のために教員研修指導員を配置して研修の充実を図ります。

④学校施設の整備・充実

学校に ICT 機器等を整備し、児童生徒の情報活用能力を育成するための学習環境の充実を図ります。

老朽化が進んだ学校施設について適切な維持管理と計画的な改修を行い、長寿命化を図

るとともに安心安全かつ快適な教育環境の整備を行います。

⑤安全な給食の提供及び食育の推進

衛生教育の実施、食中毒・異物混入対策マニュアルの充実など食の安全に関する取り組みを進め、児童生徒に安全な給食を提供します。

「碧南人参の日」等の記念日に合わせて地元産の食材を使用し、児童生徒の食材への関心を高めることで地産地消の取り組みを推進します。

3 生涯学習・スポーツ

① 生涯学習の推進体制の充実

HEXPO STAFF、子ども会、青少年育成推進員など、生涯学習活動に関わる団体相互の連携を強化します。

② 生涯学習機会の拡充

多様化するニーズに応じた、魅力ある講座を開催します。

各種講座の終了後、受講者が新たな団体として活動を継続できるよう支援します。

文化祭事業を始め、文化会館ホールなどを利用して成果を発表する場を提供します。

③ スポーツの推進体制の強化

スポーツ協会を始めとする関連団体の支援に努めるとともに、学校体育や企業、スポーツチームを含む各団体間の連携を強化し、スポーツの裾野拡大を図ります。

指導者の育成と資質向上により、安定的かつ継続的にスポーツができる環境の整備を行います。

④ スポーツに触れる機会の拡充

スポーツ教室や手軽な健康づくり講座の開催など、市民がスポーツに触れる機会を提供することにより、健康寿命の延伸に努めます。

年齢や体力さらには障害の有無に応じ、生涯にわたりスポーツを楽しめる環境の整備に努めます。

ニュースポーツ・若者向けスポーツをはじめとした魅力あるスポーツ事業を実施することにより、スポーツの推進と地域の活性化をめざします。

スポーツ施設の魅力を積極的にPRし、利用促進をめざします。

⑤生涯学習・スポーツ施設の維持管理・整備

生涯学習関連施設やスポーツ施設の計画的な維持・管理を行うとともに、利用者の安全はもとより、利便性の高い施設・設備となるように整備・改修を進めます。

碧南緑地におけるスポーツ施設の整備については、アジア・アジアパラ競技大会後の利用を見据えつつ、費用面を含めあらゆる観点から調査・研究を進めます。

4 芸術・文化

① 自主運営事業の充実

各施設の特性を生かした魅力ある事業を行うことで、まちの芸術文化環境を個性あるものにし、若い世代が新しい文化を創造しやすい地盤を育てます。

地域の歴史や伝統文化の調査研究を進め、積極的に文化財指定を行い、貴重な文化財の継承・保存を推進し、潜在的な文化資源を掘り起こすとともに、公開などの活用を図ります。

各施設が地域文化活動の拠点になるよう、市民同士の交流を深める事業やボランティア活動を支援する事業などを展開します。

自由な発想の事業を行うため、施設の枠にとらわれず施設間連携を深め、より充実した企画を実施します。

② 教育普及の充実

学校や園と連携した事業を積極的に行うことにより、子どもが芸術文化に興味を持つきっかけを作り、地域の歴史や自然環境の大切さを伝えることで、将来の地域文化の担い手の育成を図ります。

何度訪れても魅力を感じさせる施設作りのために、企画や展示コーナー等を刷新し、得た知識や教養が市民や地域に活用されることをめざします。

③ 情報発信の強化

各施設はホームページやSNSを利用し、碧南市ならではの情報を公開し、施設の魅力や地域文化のイメージを高めるよう情報発信をするとともに、市民の意見を収集し、施設の運営に反映します。

④施設の整備

施設の計画的な改修により安全性を高め、市民が安心して利用できる施設整備を進めます。

観光資源として活用するため、必要に応じて民間とも連携しながら、施設・サービスの向上を図ります。

⑤施設の特徴を活かした運営

芸術文化ホールは、優れた芸術文化にふれることができる機会を提供するとともに、市民による自主的な芸術文化活動が地域に根付くための支援を行います。

美術館は、多世代を対象とした美術普及活動を展開し、藤井達吉など碧南市に縁のある人物や地域の歴史の調査・研究を進め、啓発活動を行います。

哲学たいけん村無我苑は、哲学・茶道・芸術・文化などを通して心を豊かにする事業を展開します。

図書館は、外国人を含めたあらゆる世代のニーズに応え、多種多様な資料を収集提供し、市民が自主的に学べるよう読書活動の推進を図ります。

水族館は、特別展やビオトープなどでの自然観察会等を通して、命の大切さを学び、絶滅危惧種や自然環境の保全に必要な能力の育成・支援を図ります。

碧南市教育大綱（第２期）

碧南市の教育、学術及び文化の振興に関する
総合的な施策の大綱

発行・編集 碧南市総務部経営企画課政策推進係

〒447-8601 碧南市松本町２８番地

電 話 ０５６６－４１－３３１１（代表）

F A X ０５６６－４８－００７７

E-mail keieika@city.hekinan.lg.jp